

介護職員等によるたんの吸引等の実施について法的措置を 講じる場合に考えられる主な論点（案）

- 対象とする範囲
 - ・ 実施可能であるたんの吸引・経管栄養の範囲
 - ・ 実施可能である介護職員等の範囲
 - ・ 実施可能である場所の範囲（介護施設、居宅、障害者施設、特別支援学校等）

- 医師・看護職員と介護職員等との連携体制の確保等の要件

- 研修の在り方

- 試行事業の在り方

※ 介護保険法・障害者自立支援法等における取扱いについては、当検討会での議論の方向性を踏まえつつ、それぞれの審議会等において議論すべき課題。